

教育分野

中学校特別支援教室の開設準備

東村山市特別支援教育推進計画第四次実施計画に基づき、平成31年度の開設に向け準備を進めます。準備にあたっては「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」を踏まえ、「特別支援教室導入検討委員会」で検討を行います。また、在籍する学校以外の特別支援教室の利用の可能性等を考慮し、東村山第三中学校のみを教員配置校とします。特別支援教室では、教室環境の整備等による生徒の心理的安定、小学校特別支援教室からの円滑な接続等、小学校特別支援教室との違いに留意し、特別な教育的ニーズのある生徒への指導・支援を実施していきます。

むすびに

私事で恐縮ですが、連休を利用して四国の松山市を中心に三津浜、内子町などを回りました。そこで、地方都市が長い年月を経てその姿が移り変わっていること、それぞれの地域が生き残りをかけて懸命に取り組んでいることを強く感じました。かつて栄えた地域の賑わいが比較的少なく、シャッター街との印象が否めない状況となっていた場所でも空き店舗に若い世代の起業が徐々に増え、また、歴史的建造物が残る町並みを生かした観光振興が功を奏し、大観光地ではないものの農産直売所を拠点とした農業の活性化につながるまちづくりの好循環が生まれるなど、過去繁栄したレガシーを大切にしながら時代の変化に合わせた新たな創意工夫を加え、再び活気を取り戻そうと住民と行政が一体となった取り組みは「東村山創生」の大きなヒントとなりました。

当市は厳しい状況ですが、まち全体で「リバブル・ワーカブル・エンjoyイアブル」3拍子そろった「たのしみむらやま」に向けて、まちづくりの好循環を創出する機運が芽生えはじめてきていると感じています。本年度も「みんなで創る、みんなの東村山」の姿勢を堅持し、東村山創生をより一層加速させていきます。

健康福祉分野

憩いの家の運営

4月以降の憩いの家の運営については、当面は職員による直営方式にて、利用者が安全・快適にご利用いただけるよう十分配慮しながら運営を行っており、巡回バスおよび福祉バスの運行についても、現時点では市民サービスには支障もなく、従前どおりご利用いただいています。今後の憩いの家運営方式については、社会福祉法人等への委託化も視野に入れながら、さらに検討していきます。

自殺対策計画

平成29年11月に厚生労働省が公表した「市町村自殺対策計画策定の手引き」に基づき、庁内に市長を本部長とする「東村山市いのちを支える自殺対策推進本部」を立ち上げました。また、地域の関係機関との連携を深め、さらに有識者の方々のご意見を伺う「対策協議会」を立ち上げ、平成30年度中を目途に当市の「自殺対策計画」を策定していきます。

資源循環分野

ごみ処理施設基本方針策定の取り組み

去る平成30年3月29日に、平成28年度から2か年にわたり活発な議論をいただいた「東村山市ごみ処理施設のあり方検討会」より、最終報告書が市に提出されました。今後は、平成30年5月に設置した「東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部」において市の基本的な考え方を整理した後、平成30年の秋頃から開催予定の市民説明会等を通じて幅広く市民の皆さんのご意見を伺う機会を設けるなど、基本方針の策定に向けて取り組んでいきます。

ごみ排出量、リサイクル率(6面参照)

平成28年度全国の人口10万人以上50万人未満の全国市町村の部で「1人1日当たりのごみ排出量」の少なさが全国第10位、「リサイクル率」の高さが全国第7位と、昨年に引き続き全国での順位が10位以内となりました。

募集

★市からのお知らせ

東村山市創生総合戦略推進協議会委員の募集

市では、東村山市創生総合戦略を推進するにあたり、協議会を設置し、地域に関わるさまざまな方から具体的な施策や取組の進捗状況等についてご意見を頂いています。この度、同委員の任期満了に伴い、総合戦略の推進および次の計画の策定を見据え、主に20〜30歳代のかたの定住を目指した取り組みについてご意見を頂きたく、構成委員を募集します。

- 市内在住で地域活性化に関心・意欲のある20〜39歳のかた、2名(6月15日現在公職にあるかたを除く)
- 任期委嘱の日から2年間
- 会議の開催平日夜約2時間、年2回を予定(託児あり)
- 報酬市の規定による
- 選考方法作文審査
- 選考結果応募者全員に通知
- 申任意の用紙に「住みたいまち、住み続けたいまちになるためには」をテーマにした作文(800字程度)・住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業・電話番号を明記し、7月2日(必着)までに、電子申請、郵送又は直接シテールス課(北庁舎1階)へ
- ※応募書類は返却しません
- 問シテールス課

都営住宅(地元割当)入居者募集

- 住宅種別と募集戸数
- 2人以上の家族向け、2D
- 1戸
- 3人以上の家族向け、3D
- 1戸

※入居資格等詳細は募集案内をご覧ください。

募集案内・申込書の配布

6月19日(火)〜26日(火) 本庁舎1階総合案内、各地域サービス窓口、各公民館、スポーツセンター、ふるさと歴史館

※施設により開設日時が異なります。

● 申込書に必要事項を明記し、6月27日(消印有効)までに郵送で環境・住宅課へ

● 抽選日時 7月9日(月)午前9時から約15分間

● 抽選場所 北庁舎1階 環境・住宅課

補助・貸付

住宅用太陽光発電システム・住宅用省エネルギー機器設置費の補助

地球温暖化防止対策の推進のため、次の①②いずれかの設置費用を一部補助します。

①住宅用太陽光発電システム 補助要件 申請者が所有し、居住している住宅の屋根等に、未使用の「住宅用太陽光発電システム(最大出力値2kW以上)」を設置し、平成29年10月1日〜30年9月30日までに電力需給契約を結んだかた

補助金額 1kW当たり3万円(上限10万円)

②住宅用省エネルギー機器 補助要件 申請者が居住している住宅に、未使用の補助対象機器を平成29年10月1日〜30年9月30日までに設置したか

た

補助対象機器・補助上限額

○CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 2万5千円

○潜熱回収型給湯器 1万5千円

○ガス発電給湯器 2万5千円

○家庭用燃料電池 5万円

①・②共通

申 7月2日(月)〜10月31日(水)に直接環境・住宅課(本庁舎4階)へ

※予算の範囲内での補助となるため、申請額満額が交付できない場合があります。

※応募者多数の場合は公開抽選を行います。

● 問環境・住宅課

● 私立幼稚園等に通園している園児がいる家庭への補助金

● 就園奨励費

● 入市内在住の満3〜5歳児を私立幼稚園へ通園させている家庭で、世帯の市民税額が基準範囲内のかた(子ども・子育て支援新制度に移行した園は対象外)

● 保護者補助金

● 入市内在住の満3〜5歳児を私立幼稚園又は認定こども園のいずれかに通園させている家庭(認定こども園2号児は対象外)

● ※世帯の市民税額に応じて補助します。

● ★詳細は、各幼稚園等を通じて配布するお知らせをご覧ください。

● 問子ども育成課

雨水貯留・浸透施設の設置にご協力ください

都市型水害の軽減や地下水のかん養を目的に、雨水貯留・浸透施設の助成事業を行っています。

特に前川流域を「雨水流出抑制重点地域」に指定し、この地域で貯留・浸透施設を設置する場合は、補助率等の拡充を行っています。

※1千円未満切り捨て

※設置工事金額から助成金額を除いた額が自己負担額です。

雨水貯留施設

助成金額計算方法

雨水流出抑制重点地域内

● 助成金額(上限10万円)

● 平成33年3月までに設置した場合に限り

● (例) 200ℓ貯留槽1基の助成金額

11万100円×1基×0.9=9万9千円

● ※自己負担額1万1千100円

● 雨水流出抑制重点地域外

● 標準工事単価×設置数量×0.75

● (例) 雨水流出抑制重点地域外で250mm浸透ます3基の助成金額

2万3千700円×3基×0.75=5万3千円

● ※自己負担額1万8千100円

● ※現場の状況で費用が変わるほか、地域に適した補助対象の方式(貯留・浸透)が指定

● されます。工事の際は各指定下水道工事店にご確認ください。

● 問下水道課